

官報

号外 昭和四十五年三月十二日

第六十三回 衆議院會議録 第九号

昭和四十五年三月十二日(木曜日)

議事日程 第七号

昭和四十五年三月十二日

午後二時開議

第一 新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

議員請暇の件

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)、所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑
日程第一 新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案(内閣提出)
首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のため国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後二時三分開議

○議長(船田中君) これより会議を開きます。

議員請暇の件

○議長(船田中君) おはかりいたします。

議員田川誠一君から、三月十八日より三十一日まで十四日間、議員大橋武夫君、同木部佳昭君、同中馬辰彦君、同長谷川峻君、同福永一臣君及び同箕輪登君から、三月二十八日より四月四日まで八日間、議員河村勝君から、三月二十八日より四月五日まで九日間、議員松本忠助君から、三月二十八日より四月八日まで十二日間、議員橋本兼次郎君及び同日野吉夫君から、三月二十八日より四月九日まで十三日間、右いずれも海外旅行のため請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。
〔異議なしと称する者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)、所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(船田中君) 内閣提出、租税特別措置法の一部を改正する法律案、所得税法の一部を改正する法律案、及び法人税法の一部を改正する法律案

について、趣旨の説明を求めます。大蔵大臣福田赳夫君。

〔国務大臣福田赳夫君登壇〕

○国務大臣(福田赳夫君) 租税特別措置法の一部を改正する法律案、所得税法の一部を改正する法律案、及び法人税法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

政府は、本年一月税制調査会から提出された「昭和四十五年の税制改正に関する答申」に基づき検討を重ねた結果、昭和四十五年の税制改正におきましては、最近における国民の税負担の状況にかんがみ、給与所得者を中心とする中小所得者の負担軽減を主眼として、平年度約三千五十億円にのぼる大幅な所得税の減税を行なう一方、当面の経済社会情勢に即応して、法人税の負担を引き上げるとともに、利子・配当課税の特例について漸進的な改善合理化措置を講ずるほか、企業体質の強化、中小企業対策、公害防止、過密過疎対策等に資するため所要の措置を講じ、あわせて既存の租税特別措置について整理合理化をはかることといたしておるのであります。

初めに、租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。まず第一は、現下の経済財政事情にかんがみ、法人税負担の引き上げを行なうこととあります。すなわち、二年間の臨時措置として、普通法人の所得のうち留保分に対する法人税負担を現行の五割増に引き上げることといたしておられます。ただ、中小法人の所得のうち年三百万円以下の部分の税負担につきましては、特に現状のまま据え置くことといたしておられます。

第二は、利子・配当課税の特例について、国民の貯蓄態度に与える心理的影響をも考慮して、漸進的な改善合理化の措置を講ずることといたしておるのであります。

まず、利子課税につきましては、定期預金その他資産性の強い預金等の利子について源泉分離選

択課税制度を創設し、他方、普通預金等要求払い預金の利子については、新たに申告不要制度を創設することといたしておるのであります。

次に、配当課税につきましては、利子課税の改正に見合った措置を講ずるほか、配当控除率につき、所得税法の改正に関連して、所要の経過的調整措置を定めておるのであります。

第三は、企業体質の強化、中小企業対策等に資するための措置を講ずることとあります。その一は、企業体質の強化をはかるための措置でありまして、法人が産業体制の整備に資する合併をいたしました場合について割り増し償却制度を創設するとともに、合併登記の登録免許税軽減の特例の適用期限を延長することといたしておられます。

その二は、中小企業対策のための措置でありまして、下請中小企業振興法の制定に伴ない、下請中小企業振興準備金制度及び共同利用施設の特例償却制度を創設するほか、中小企業構造改善準備金、中小企業の貸し倒れ引当金の特例等、中小企業に関する課税の特例の適用期限を延長することといたしておるのであります。

その三は、過密過疎対策に資するための措置でありまして、ガス事業者の特定ガス供給設備について、特定ガス導管工事償却準備金制度を創設するとともに、産炭地域の工業用機械等について、特別償却制度の対象となる事業及び資産の範囲を拡大することといたしておられます。

その四は、基礎資源の開発を促進するための措置でありまして、石油開発法人の発行する株式について石油開発投資損失準備金制度を創設するとともに、探鉱準備金及び新鉱床探鉱費の特別控除制度の適用期限を延長することといたしておるのであります。

その五は、情報化の促進に資するための措置でありまして、一定の電子計算機につきまして特別償却制度を創設するほか、電子計算機買い戻し損失準備金の積み立て限度額を引き上げることとい

昭和四十五年三月十二日 衆議院會議録第九号

たしてあります。

そのほか、住宅貯蓄控除制度等の住宅対策のための措置、株式売買損失準備金制度、試験研究費の特別税額控除制度及び民間外貨債の利子の非課税措置等について適用期限を延長することとしたしてあるであります。

第四は、既存の特別措置につきましまして、実情に即した整理合理化を行なうことであります。

すなわち、特別措置のうち、すでにその政策目的を果たしたと認められるもの、または政策手段として期待された効果をあげていないと認められるものにつきましましては、その適用期限の到来とともにこれを廃止することとしたしてあります。

以上のほか、相続財産を譲渡した場合の譲渡所得の計算方法を合理化する等所要の規定の整備をはかることとしたしてあるのであります。

次に、所得税法の一部を改正する法律案につきましまして、その大要を御説明申し上げます。

まず、中小所得者の所得税負担の軽減をはかるため、課税最低限の引き上げを行なうこととしたしてあるのであります。すなわち、基礎控除及び配偶者控除をそれぞれ現在の十七万円から十八万円に引き上げるとともに、扶養控除を現在の十万円から十二万円に引き上げることとしたしてあります。この結果、夫婦と子供三人の給与所得者の課税最低限は、現在の九十三万五千円から百二十九万円に引き上げられることと相なるのであります。

次に、給与所得者の給与所得控除を拡充することとしたしてあります。すなわち、その控除率を引き上げるとともに適用範囲も拡大し、十萬円の定額控除後の給与の収入金額百万円までは二〇%、二百万円までは一〇%、四百万円までは五%を控除することとしたしてあるのであります。

さらに、税率につきましまして、主として中堅以下の所得者層の負担軽減をはかる見地から、税率の刻みとその適用区分の大幅な緩和を行なうことと

租税特別措置法の一部を改正する法律案外二案について福田大蔵大臣の趣旨説明 租税特別措置法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する阿部助哉君の質疑

いたしてあるのであります。

以上のほか、障害者控除等の特別な人的控除の引き上げを行なうとともに、医療費控除について実情に即するよう改善をはかる等所要の規定の整備を行なうこととしたしてあります。

なお、配当控除につきましましては、課税総所得金額一千万円以下の部分の控除率を一〇%、同じく一千万円をこえる部分については五%に引き下げることとしたしてありますが、これに關する経過措置は、さきに述べました租税特別措置法の改正案に織り込んであるのであります。

最後に、法人税法の一部を改正する法律案につきましましては、中小法人の税負担の軽減とその内部留保の充実に資するため、同族会社の留保所得課税についての控除額を引き上げるほか、同族会社の範囲の縮減簡素化、完成工事補償引当金制度の創設、中間申告書の提出不要限度額の引き上げ等所要の規定の整備合理化をはかることとしたしてあるのであります。

以上、三法案の趣旨について御説明申し上げた次第であります。(拍手)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)、所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(船田中君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。阿部助哉君。

〔阿部助哉君登壇〕

○阿部助哉君 私は、日本社会党を代表し、ただいま趣旨説明のありました租税特別措置法の一部改正に關して質問を行なうたいと思つております。

税金がいかに不公平に取り立てられているか、だれの目にもはつきりわかるのが利子・配当優遇措置であります。政府は、勤労大衆の期待に反し

て、またさぞ悪名高い利子・配当に対する特別措置の延長を提案してましました。

まず、配当控除制度について見ると、給与所得者の場合の課税最低限は、五人世帯で約百万円、事業所得者では七十五万円にすぎず、中でも事業所得の課税最低限は、生活保護世帯が受ける給付額すれすれであります。このような、きわめて低い課税最低限を勤労者に押しつけ、生計費に食い込む課税を強行しておられるが、配当所得のみによつて生活する者には、四十四年度の約二百八十万円からさらに大きく引き上げられまして、三百五万円までびた一文所得税がかからないのであります。

さらに、利子・配当の分離課税制度についても、五年間にわたる長期延長を提案してましました。いかに膨大な利子・配当所得があろうとも、税率二〇%ですべて終わりということであります。

一例をあげると、元大臣をやられたある著名な実業家の持ち株は、四千五百八十三万五千株、この会社の配当率は四十四年三ヶ月は四〇%であります。したがつて、配当所得約十三億円と推計されるのであります。もし、総合課税ならば、九億円以上の所得税を課税されます。ところが、この制度のおかげで二億六千万円、わずかに三分の一であり、減税額は実に六億数千円にのぼるのであります。このように、世界の近代民主国家に例を見ない野蠻な制度が十七年間も、延長に延長を重ねて生き続けておるのであります。

一方、現行所得税法の最低税率は一〇%であり、新制中学や高校を終えたばかりの、選挙権さえもまだ持たぬ多くの若い労働者が、この税率で課税されておるのであります。所得税の累進制は完全に破壊されておるではありませんか。しかも、これは単に量的な計算上の不公平だけではなく、不勞所得者には重く、勤勞所得には軽くという、今日常識となつておる公平の原則をさか立ちさせ、一握りの金持ちのためにのみ存在する政府自体の姿を天下にさらすものといわねばなりません。

(拍手)

総理は、提案を撤回し、進んで、一、利子・配当特別措置をやめる。二、勤勞所得には軽く、不勞所得には重い税法につくりかえる。三、高度な累進所得税法を打ち立て租税民主主義の回復につとめる御意思があるかどうか、お伺いしたいのであります。

なお、この特別措置の存在理由に關して、大蔵省主税局では、貯蓄増進の目的を果たしていないと否定的見解を持つておると聞いております。従来、大蔵委員会における論議などによつて、貯蓄とは無関係だという点で一致した見解に達していると思つて、総理は御存じないのか。参議院予算委員会で、「税の公平という原則に反するが、貯蓄をふやすためだ」と、かびのはえた論法で弁解しておるではありませんか。貯蓄というものは、可処分所得がふえる場合に、これまたふえる。ところが、わが国のように可処分所得の貧弱な困窮で貯蓄がふえておるのは、一口で言へば、皮肉にも、政府に対する勤勞大衆の不信にはかなりません。すなわち、病氣、老後の生活、子供の教育などに關しまして、政府の保障が劣悪であるから、生計費に食い込む貯蓄を行なつておるのが現実であります。総理はこの実情を認識しているかどうか、承りたいのであります。

従来、税制改正にあつて、大蔵当局の投げかけた原案を、税調が政府に打ち返しまして政府案になつたといつたルールであつたものが、今回は、税調の審議に先がけ、自民党案なるものが出た。そうしてこれが政府案にまともられた。つまり金融、証券業界の圧力が、かねて四〇%の分離課税を考へておつた大蔵省案をやみに葬つてしまつたといふ、この不明朗きわまるいきさつを総理はどのようにお考えになり、責任を感じておるかを承りたいのであります。

このように税体系を乱し、利潤の費用化を促す特別措置は、本法の規定に限らず、法人税などにも多数見られるのであります。

一例を引当金制度にとるならば、引当金制度は、その性格から見て、かりに全額費用として実際に支出されましても、それを積み立てた企業には減税をもたらすものであります。減価償却制度と並んで利潤の過小表示による合法的脱税を許すものであります。労働者の賃上げ抑制や独占価格の引き上げの口実をつくり出す制度でもありません。さらに、年々引き当て額が累増し、実際に支出がない場合、利潤費用化による減税額の年々の増加をもたらす、合法的な恒常的脱税装置となるのであります。

その代表的な例をあげますれば、銀行の貸し倒れ引当金であります。大蔵省作成の資料によりますと、全国銀行の貸し出し額は、昭和三十五年上期七兆七千億、それが四十四年度上期には四・二倍増の三十二兆四千億に達しておるのであります。この貸し出し額の増加に伴って、貸し倒れ引当金もまた一千六百六十一億円から六千五百三十六億円と、法人税法の積み立て限度額をこえて、約四倍に増加をいたしました。ところが、四十四年度上期の実際の貸し倒れ額は、貸し付け額のわずかの〇・一％強、四百十一億円にすぎない。過去十四年間の数字に目を通してみても、貸し倒れ額が貸し付け額の〇・二％をこえたことは一回も、これないものであります。貸し倒れ引き当て額については法人税法、政令で貸し出し額の千分の十五までを認めることになっております。銀行はこの千分の十五の限度をこえて積み立てを行なっており、四十四年度下期について試算をいたしてみますと、実に五千五百億円のぼろの利潤が隠蔽されておるのであります。そうして、約四千億円の利益が課税対象からはずされるというごまかしが行なわれているわけでありませぬ。

そこでお尋ねをいたしたい。このように不正な、不公正な引当金制度は廃止してはどうか。百歩譲って、引当金制度を続けるのをいたしまして、現行の引当金は貸し倒れそのものの実態に即して大幅に制限すべきではないか。(拍手)なおま

昭和四十五年三月十二日 衆議院会議録第九号

た、引き当て限度額は租税法主義によって本法に明文化すべきだと思いますが、総理の御所見を承りたいのであります。

私は、以上二つの具体例をあげて総理の所信をたてましたが、この二つは租税の特別措置が持つ不公平かつ不正を典型的に示すものであつて、ほとんどすべての特別措置についても言い得るところであります。私は、昨年二月、この本会議場において、同様の案件に関して総理に質問を行ないました。その際、租税の特別措置をめぐる問題点を網羅的に提起いたしました。残念ながら、満足な答弁を得ることができませんでした。今日企業は、ことに巨大企業は、会計制度に極力利潤の費用化方式を取り入れ、国家権力をフルに活用し、とどまるところを知らぬ利潤の拡大、急速な資本の蓄積に狂奔いたしております。政府はみずからつくり上げた税体系を、元も子もないほどにみずからつくり上げた特別措置を固守し、新設して、提案をしております。これはどう考えても、国民全体に奉仕する政府の態度ではありません。エコノミックアニマルと呼ばれる国の、巨大独占資本にのみ存在する政府といわれても、弁解の余地がないではありませんか。(拍手)

総理は、前通常国会において、私に對する答弁で、租税の特別措置は既得権化するか、あるいはまた慢性化するかと、ややともすればそのようなおそれがあると考へ、制度は流動的にその改廃を常に検討しなければならぬ、と答弁されておるのであります。ところが、この慢性化、既得権化と漢字の熟語を並べてはおりますが、これをくだいて読めば、ぬけぬけとずうずうしくも特権の上にあぐらをかいておるといふことにはかなりま

せん。しかも、巨大企業は、たとえば石炭開発開拓準備金など、さらに多くの特別措置を要求して、はばからぬのであります。総理は、一体どのように流動的改廃のための検討を行なつたか、行なわせたか、具体的にこれを示していただきたいのであります。(拍手)

租税特別措置法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する美濃政市君の質疑

施政演説では自画自賛、大いにこれを誇つておられますけれども、総理が、税制の問題になりましますと、また、企業の力が弱い、などと泣き言をおっしゃる。私には非常にこつけいに見えらるが、総理は、この際、国民の全体の奉仕者として、近代的、民主的税制を回復するために、勇気をふるって、ほんとうに特別措置の廃止に踏み切るつもりはあるかないか、重ねて承りました、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣(佐藤榮作君) 阿部君にお答えいたします。〕

まず、租税特別措置を全廃せよとの御提言でございますが、そう一挙に極端な措置をとるわけにはまいりません。課税の公平の原則と特別措置のねらいとして、政策目標との調和をはかりつつ、実情に即した改善を行なっていくべきであり、今回の改正におきましても、適切な、ただいま申し上げるような態度で、改善をはかったものでございませぬ。

次に、銀行の貸し倒れ引当金に対する課税が、特に金融機関において有利であり過ぎるとの御指摘でありました。銀行の貸し倒れ引当金の繰り入れ率は、一般的に貸し倒れの実情から見ると、かなり高い水準になっており、それだけ課税が甘くなつてゐるといふ意見もあるように見受けられますので、税制調査会にも御検討願ひ、十分検討してみたいと、かように考えております。

租税特別措置法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する阿部助哉君の質疑 所得税法の一部を改正する法律案外一案

御審議をいただきたいと思ひます。(拍手)

○議長(船田中君) 美濃政市君。〔美濃政市君登壇〕

○美濃政市君 私は、日本社会党を代表して、ただいま趣旨説明のありました、所得税法、法人税法の一部を改正する法律案について、佐藤総理並びに大蔵大臣に質問をいたし、その所信をたださんとするものであります。(拍手)

わが党は、従来、所得税、法人税、その他租税につきましても、国民の生活を圧迫しないように、均衡のとれた負担になるようつとめてまいつたところでありませぬ。

昭和四十四年の勤労者世帯の生計費は、総理府統計局の調査によりまして、百十万円をこえておりました。四十五年はさらに景気刺激型の予算であり、政府みずからが物価の上昇を宣伝しておるものでありますから、百二十万円をこえることは確実なものと推定をいたします。

今回の所得税法改正案は、この点の政策上の配慮が欠けているため、低所得課税対象者は、実質四十四年を上回り、生活費に食い込む重税となることは明らかであります。このような低所得者の租税力を無視し、負担の均衡について国民生活の実態を軽視したものであり、再考を求めたいと思ひますが、総理の所信をお尋ねいたしたいのであります。

第二は、法人税についてであります。本年度予算を分析いたしますと、社会保障や教育費は実質低下であり、予算額に比例しませんこと遺憾であります。結果は、国民の要求が無視され、反面、防衛費は、国民世論を無視して年々増加を強行し、さらに今後も増加を強行しようとしてゐると思つております。このことは国民大衆、特に低所得者の生活に食い込む重税を強要し、これらの国民階層の希望しない支出が増大するということ、国民不在の最たるものといわざるを得ないと思つております。

昭和四十五年三月十二日 衆議院會議録第九号

所得税法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対する美濃政市君の質疑

一五四

先進諸国の法人税率は、現在、大体五〇％であります。わが国では、昭和四十一年に不況対策として法人税率を大幅に緩和し、現行は地方税を含めて四〇％ときわめて低率であります。今回の改正案で二％を引き上げても、四二％と低率であり、不況を回復し、工業の生産は今日世界第二位となった現在、あるいは国際収支も好転した現在、法人税率は先進諸国並みに引き上げ、国民の税負担の均衡をはかるとともに、あわせてインフレーション防止の効果とすべきであります。

第三は、企業の実費、接待費についてであります。昭和四十三年度の国税庁の調査によります。総額七千八百億円が支出されており、昭和四十五年度においては一兆円と予想されておるのであります。物価高騰の一大要因をなしておるといわねばならないと思ひます。さらに、この支出を通じて供給に該当する行為の疑いもあり、あるいは綱紀の紊乱の発生源との疑いも持てるのであります。したがって、この支出については最低限度を明確にして、これを超過したもの、特に、政治資金に該当する支出も一部見受けられるのでありますから、これらの全額を損金不算入の措置をとり、課税の対象とすべきであると思ひます。このことは、現況の社会秩序の乱れを回復し、その健全化をはかるためには、総理大臣は、道徳教育を公言する前に実行しなければならぬ重要な政治課題であると考えております。

以上の点について、総理大臣の所信を承りたいと考える次第であります。(拍手)

次に、今回の改正案の具体的な問題点につきまして、二、三大蔵大臣にお尋ねをいたします。

すでに申し上げましたとおり、改正案の課税最低限と基準生活費には大幅な格差がついておるのがあります。国民の担税力の限界を緩和することは、人間尊重の基本であり、さらに、税に対する国民の合意を得る基本と考へます。したがって、税率の緩和よりも、課税最低限の引き上げをはかり、引き続き実行すべきであると考えております。

次に、税制度の考え方と態度についてであります。今回の改正案は、きわめて客観的に判断して、国民生活の実態把握に欠けていると思ふのであります。たとえば、生活費と課税最低限との均衡についても最大の努力を払わず、減税目標の範囲で多少でも緩和すれば国民は喜びなさい、こういう姿勢であり、当然引き上げるべき法人税については、すでに申し上げましたとおり消極的であり、す。租税につきましても、国民の負担の実態把握についてはきわめて不十分なものがあつて、抜本的な均衡対策ではなく、現象のみにとらわれた認識で判断されていると考へられるのであります。国民の担税力を客観的に評価し、財源確保のために手段を選ばずといった、税法にあぐらをかいた権力的取奪行為が行なわれていると思ふのであります。現在市町村の自主財源の多くは、農地、宅地等の固定資産税であります。しかるに、地方財政に対する国民の大きな負担を無視して、公開の席上で、農民は少ない所得税しか負担していないと与党の代表が暴言を吐くに至つては、言語道断といわざるを得ないのであります。大蔵大臣は国民負担均衡を正当に把握してこの改正案を提出したのであるか、とお尋ねを申し上げます。

勤労所得に対する源泉徴収方式は、租税がすべて申告納税をたてまゝとしておることから、勤労者に対し平等の原則を欠いており、申告納税に改めるべきであると思へますが、大臣の所信を伺いたいのであります。

最後に、私は、所得税の税率は税法で拘束できると思ひます。しかしながら、所得を得るための生活費は当然必要経費として認めるべきであり、課税の対象外とすべきであると思ひます。したがって、課税最低限の設定については、国民の合意が必要であると思へます。

最近の異常な物価高、特に地代、家賃の高騰

は、公社宅あるいは持ち家等との間に異常な格差が発生しておることは御存じのとおりであり、実質生活費が課税最低限を上回つておる者は、その実額の控除を要求する権利があると思へます。

特に、憲法第二十五条との関連においても、実態を無視して、一方的に税法で拘束することは間違ひであると思へますが、この点いかようにお考へになりますか。

国民から確定申告で実質生活費の控除申告が行なわれた場合、また、勤労者についても、給与外所得のある場合には、確定申告の義務提出を求め、通例は申告を行なわれないこととなつておりますが、給与所得者についても、自主申告のたてまゝから、その実態に基づいて申告をする権利があると思へます。

以上二点の申告が行なわれたとき、どう取り扱ふ方針であるのか、この際大臣の明快なる御答弁を期待して、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣(佐藤榮作君) 御答えいたしました。〕

税は、もちろん軽く、公平でなければならぬ。これらの点は、先ほど阿部君からお尋ねがあつたと思ひます。しかし、その公平の原則が、一方で、ある政策目標、これを達するために調和をとるといふ、そういうことも必要でございませう。このような点について、詳しくは大蔵大臣からお答えすることにいたします。

次に、法人税についての税率の引き上げ方が適小だとか、法人税の今後の方針についてどうするかというようなお話がありましたので、お答えをいたします。

法人税の税率引き上げについてであります。今回の改正は、過去における法人税率改定の経過を、主要諸外国の法人税率の水準を考慮し、さらに、現下の財政経済事情を総合的に判断して決定したものであり、必要にして妥当な改定である

と、かように考へております。今後におきましても、財政経済事情や法人の企業活動状況等を総合的に判断しながら、弾力的に対処してまいらる所存であります。

次に、交際費課税については、昨年度の税制改正でその強化はかつたものであります。なお問題を残していることは、御指摘のとおりと考へますので、来年度の税制改正の際の課題として、税制調査会の御検討を願ふことといたしたいと思つております。

以上、お答えをいたします。(拍手)

〔国務大臣(福田赳夫君) 御答え申し上げます。〕

まず、課税最低限が非常に大事だ、税率引き下げもさることながら、下層の所得者の対策を重視すべしという御意見でございしますが、まことに御意見としては私もそのとおりに考へます。

しかし、この税率改正が過去十三年間も行なわれなかつたわけであり、その結果、まあ子供がやつと一人できました、二人できましたといふいわゆる中堅階層、この方々の負担が非常に重くなつてきておる。いわゆるサラリーマン課税問題、そういう背景から出ているのだらうと思ひます。そういうことに着目いたしまして、今回は課税最低限の引き上げ、これもいたしまして、これも同時に税率の調整もいたしまして、これら中堅階層の生活の安定をはかるといふ考へ方を打ち出したわけでありまして、しかし、今後なお、これらの問題は、将来の問題としてさらに検討をいたしたいと、かように考へます。

課税最低限につきましても、標準生活費とどういふ関連をとつたのかというお話でございしますが、もう生活がいかにあるべきかということ、これはそのときの経済情勢によることだと思ひます。しかし、百二万円課税最低限というものは、これは国際水準からいましてまことに妥当な水準である。大体近代先進諸国の水準にきたものであるといふことを見ますときに、私は必ずしも当を得ない

ものとは考えておりません。

最後に、給与所得者のたぐい等の源泉徴収制度を申告納税に改めたらどうかと、こういうお話でございませうが、そういうことも理論上考えられたいわけではございませぬけれども、実際問題といふわけでは、これは非常に複雑な納税制度になるわけでありませう。今日のような源泉徴収、そういう一定の控除を設けるというこの行き方、これは私は、国にとりまして、また納税者にとりまして、非常に当を得た妥当な考え方である、かように考えまして、これを改正するという考え方は持つておりませぬでございませう。(拍手)

○議長(船田中君) これにて質疑は終了いたしました。

日程第一 新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第一、新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案を議題といたしましませう。

新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案

右 閣会に提出する。

昭和四十五年二月十七日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案

新東京国際空港公団法(昭和四十年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第五條第三項中「前項」を「第二項又は前項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

第三項の規定により出資の目的とする土地又は土地の定着物物の価額は、出資の日現在における

の時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6 前項の評価委員その他同項の規定による評価に關し必要な事項は、政令で定める。

第五條第二項の次に次の一項を加える。

3 政府は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、土地又は土地の定着物を出資の目的として、公団に追加して出資することができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

新東京国際空港の建設に資するため、新東京国際空港公団に政府が土地又は土地の定着物を出資の目的として追加して出資することができることを必要とする。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。運輸委員長福井勇君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔福井勇君登壇〕

○福井勇君 たいいま議題となりました新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、新東京国際空港の建設に資するため、新東京国際空港公団に対して、政府が土地または土地の定着物を追加して出資することができることとし、土地または土地の定着物が出資された場合における空港公団の資本金に關する規定、出資の目的とする土地等の評価に關する規定その他の關係規定を整備しようとするものであります。

本法案は、二月十七日当委員会に付託され、二月二十日運輸大臣より提案理由の説明を聴取し、慎重審議を行ない、三月六日質疑を終了いたしました。その内容は会議録により御承知願います。

かくて、三月十日討論に入りましたところ、日本社会党を代表して内藤委員から反対の意見が述べられ、自由民主党、公明党、民社党の三党を代表して、宇田委員から賛成の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○加藤六月君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(船田中君) 加藤六月君の動議に御異議ありませんか。

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に關する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に關する法律の一部を改正する法律案

右 閣会に提出する。

昭和四十五年二月十七日 内閣総理大臣 佐藤 榮作

首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に關する法律の一部を改正する法律案

第一条中「首都圏の近郊整備地帯整備計画若しくは都市開発区域整備計画又は近畿圏の近郊整備区域整備計画若しくは都市開発区域整備計画」を「首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯整備計画その他の計画」に、「及び近畿圏」を、「近畿圏及び中部圏」に改める。

第二条第一項中「近郊整備地帯整備計画」又は「都市開発区域整備計画」を「首都圏近郊整備地帯整備計画」又は「首都圏都市開発区域整備計画」に改め、同条第二項中「近郊整備区域整備計画」又は「都市開発区域整備計画」を「近畿圏近郊整備区域整備計画」又は「近畿圏都市開発区域整備計画」に改め、同条に次の一項を加える。

3 この法律で「中部圏都市整備区域整備計画」又は「中部圏都市開発区域整備計画」とは、中部圏

昭和四十五年三月十二日 衆議院會議録第九号

の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律(昭和四十二年法律第百二号)第三条の規定に基づいて内閣総理大臣が承認した建設計画で、中部圏開発整備法(昭和四十一年法律第百二号)第十三条第一項又は第十四条第一項の規定により指定された区域(政令で定める区域を除く)に係るものをいう。

第三条第一項中「近郊整備地帯整備計画若しくは都市開発区域整備計画又は近郊整備区域整備計画、近畿圏近郊整備区域整備計画若しくは近畿圏都市開発区域整備計画又は中部圏都市整備区域整備計画若しくは中部圏都市開発区域整備計画」に、「近郊整備地帯整備計画又は近郊整備区域整備計画」を、「首都圏近郊整備区域整備計画又は中部圏都市整備区域整備計画」に、「都市開発区域整備計画又は都市開発区域整備計画」を、「首都圏都市開発区域整備計画、近畿圏都市開発区域整備計画又は中部圏都市開発区域整備計画」に改める。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
2 改正後の首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律第四条及び第五条の規定は、昭和四十四年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用し、昭和四十三年度分の予算に係る国の負担金又は補助金で翌年度に繰り越したも

首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案 朗読を省略した議長報告

理由

中部圏の建設の促進に資するため、首都圏及び近畿圏の場合に準じて関係地方公共団体に対する国の財政上の特別措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。地方行政委員長菅太郎君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○菅太郎君 たいだいま議題となりました首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、中部圏の都市整備区域及び都市開発区域にかかると建設計画の実施の円滑化をはかるため、首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等に準じて、関係地方公共団体に対して国の財政上の特別措置を講じようとするものであります。
○議長(船田中君) 採決いたします。
本日は、これにて散会いたします。
午後二時五十一分散会

○議長(船田中君) 採決いたします。
本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(船田中君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(船田中君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時五十一分散会

出席國務大臣

- 内閣総理大臣 佐藤 榮作君
大蔵大臣 福田 赳夫君
自治大臣 秋田 大助君

出席政府委員

- 内閣法制局第三部長 荒井 勇君
運輸政務次官 山村新治郎君

朗読を省略した議長の報告

○議長(船田中君) 朗読を省略した議長の報告
(政府委員承認)
一、去る十日、船田議長は、佐藤内閣総理大臣申し出の、次の者を第六十三回国会政府委員に任命することを承認した。

- 人事官 佐藤 正典
公正取引委員会事務局長 吉田 文剛
(政府委員任命)

一、去る十日、佐藤内閣総理大臣から船田議長あて、十日議長において承認した佐藤正典外一名を同日第六十三回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

○議長(船田中君) 採決いたします。
本日は、これにて散会いたします。
午後二時五十一分散会

朗読を省略した議長報告

理事辞任につきその補欠

一、昨十一日、文教委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。
理事 伊藤卯四郎君(理事麻生良方君去る十日委員辞任につきその補欠)
(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

- 法務委員 柳田 秀一君 補欠 中谷 鉄也君
西村 榮一君 岡沢 完治君
岡沢 完治君 今澄 勇君
中谷 鉄也君 柳田 秀一君
今澄 勇君 西村 榮一君
外務委員 多田 時子君 補欠 近江巳記夫君
山口 敏夫君 江崎 真澄君
文教委員 麻生 良方君 補欠 西村 榮一君
西村 榮一君 麻生 良方君
農林水産委員 田澤 吉郎君 補欠 奥野 誠亮君
商工委員 近江巳記夫君 補欠 多田 時子君
運輸委員 渡辺 武三君 補欠 河村 勝君
河村 勝君 渡辺 武三君
通信委員 安宅 常彦君 補欠 柳田 秀一君
柳田 秀一君 安宅 常彦君

建設委員

北山 愛郎君

井上 普方君

予算委員

不破 哲三君

今澄 勇君

河村 勝君

江崎 真澄君

奥野 誠亮君

井上 普方君

伊藤惣助丸君

北側 義一君

阿沢 完治君

渡辺 武三君

補井 洋君

補欠 井上 普方君

浦井 洋君

阿沢 完治君

渡辺 武三君

渡辺 栄一君

小澤 太郎君

北山 愛郎君

松尾 正吉君

矢野 絢也君

今澄 勇君

河村 勝君

不破 哲三君

逓信委員

安宅 常彦君

久保 三郎君

建設委員

古内 広雄君

羽田 孜君

予算委員

細谷 治嘉君

相沢 武彦君

松尾 正吉君

矢野 絢也君

今澄 勇君

西宮 弘君

島本 虎三君

橋崎弥之助君

久保 三郎君

河村 勝君

小川新一郎君

岡本 富夫君

二見 伸明君

田邊 誠君

木原 実君

美濃 政市君

伊藤惣助丸君

沖本 泰幸君

中野 明君

北山 愛郎君

後藤 俊男君

谷口善太郎君

赤松 勇君

山中 吾郎君

齋藤 実君

井上 普方君

岡田 利春君

芳賀 貢君

華山 親義君

広瀬 秀吉君

補欠 久保 三郎君

羽田 孜君

古内 広雄君

井上 普方君

二見 伸明君

岡本 富夫君

小川新一郎君

竹本 孫一君

島本 虎三君

田邊 誠君

岡田 利春君

美濃 政市君

田畑 金光君

渡部 一郎君

沖本 泰幸君

伊藤惣助丸君

木原 実君

山中 吾郎君

後藤 俊男君

中野 明君

斎藤 実君

相沢 武彦君

華山 親義君

芳賀 貢君

小林 政子君

廣瀬 秀吉君

山口 鶴男君

古寺 宏君

細谷 治嘉君

橋崎弥之助君

久保 三郎君

北山 愛郎君

赤松 勇君

山口 鶴男君

古寺 宏君

渡部 一郎君

田畑 金光君

竹本 孫一君

小林 政子君

谷口善太郎君

勝澤 芳雄君

田中 武夫君

角屋堅次郎君

田邊 誠君

山口 鶴男君

川崎 寛治君

橋崎弥之助君

赤松 勇君

補欠 西宮 弘君

松尾 正吉君

矢野 絢也君

河村 勝君

今澄 勇君

谷口善太郎君

西宮 弘君

細谷 治嘉君

補欠

川崎 寛治君

橋崎弥之助君

赤松 勇君

宮井 泰良君

松本 忠助君

補欠

宮井 泰良君

補欠

土井たか子君

吉田 之久君

小宮 武喜君

吉田 之久君

補欠

補欠

中嶋 英夫君

松本 忠助君

宮井 泰良君

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

宮井 泰良君

松本 忠助君

補欠

宮井 泰良君

補欠

土井たか子君

吉田 之久君

小宮 武喜君

吉田 之久君

補欠

補欠

中嶋 英夫君

松本 忠助君

宮井 泰良君

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

宮井 泰良君

松本 忠助君

補欠

宮井 泰良君

補欠

土井たか子君

吉田 之久君

小宮 武喜君

吉田 之久君

補欠

補欠

中嶋 英夫君

松本 忠助君

宮井 泰良君

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

昭和四十五年三月十二日 衆議院会議録第九号 朗読を省略した議長の報告

昭和四十五年三月十二日 衆議院會議録第九号

議案に関する報告書

昭和三十四年度政府関係機関決算書

決算委員会 付託

一、去る十日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七三三号(全)) 商工委員会 付託
一、昨十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

心身障害者福祉協会法案(内閣提出第六九号) 社会労働委員会 付託

情報処理振興事業協会等に関する法律案(内閣提出第七四号) 商工委員会 付託

一、昨十一日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

訴訟費用臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七五号(予))

戸籍法の一部を改正する法律案(内閣提出第七六号(予))

以上二件 法務委員会 付託

新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的
本案は、新東京国際空港の建設に資するため、新東京国際空港公団に対して、政府が現物出資を行なうことができることとするもので、主な内容は次のとおりである。

- 1 政府は必要があるとき、土地又は土地の定着物を出資の目的として、新東京国際空港公団に追加して出資することができるものとし、公団はその出資額により資本金を増加するものとする。
- 2 出資の目的とする土地又は土地の定着物の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とすること。
- 3 評価委員その他評価に関し必要な事項は政令で定めるものとする。

二 議案の可決理由

本案は、新東京国際空港の建設に資するため、妥当な措置と認めこれを可決すべきものと議決した次第である。

昭和四十五年三月十日

運輸委員長 福井 勇

衆議院議長 船田 中殿

首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、中部圏の都市整備区域および都市開発区域の建設計画の円滑な推進を図るため、首都圏および近畿圏の場合に準じて関係地方公共団体に対する国の財政上の特別措置を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。

(一) 地方債の利子補給等

国は、関係県に対して、中部圏建設計画に基づき、国が直轄事業または国庫補助事業で、住宅、道路、港湾等の整備に要する経費について、当該県の通常の負担額をこえる負担額の支出の財源に充てるものとして、当該地方債の発行を許可するものとし、当該地方債の発行を許可された年度以降七年度内の各年度において、その利子支払額のうち、地方交付税の不交付団体を除き、当該県の財政力を勘案して一定の基準により年三分五厘をこえる部分に相当する額(四分五厘に相当する額を限度とする)を補給する。

(二) 国の負担割合の特例

中部圏建設計画に基づいて行なわれる国の直轄事業または国庫補助事業で、住宅、道路、下水道、教育施設および厚生施設等の整備に要する経費に係る関係市町村に対する国の負担または補助の割合を、これらの事業に係る当該市町村の負担額が標準的な負担額を超過する割合に応じ、当該市町村の財政力を勘案して、最高二割五分を限度として引き上げる。

(三) 適用期間

適用期間は、昭和四十四年度から昭和五十年年度まで(利子補給については昭和五十五年まで)とする。

二 議案の可決理由

中部圏の建設の促進に資するため、国が首都圏および近畿圏の場合に準じて関係地方公共団体に対して財政上の特別措置を講じようとする本案の趣旨は妥当と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和四十五年三月十二日

地方行政委員長 菅 太郎

衆議院議長 船田 中殿

〔別紙〕

首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、中部圏の均衡ある発展と住民福祉の向上をはかるため、左の諸点について留意すべきである。

一 中部圏の保全区域についても、区域内の施設の整備をはかるため財政援助の特例を設けること。

二 現に指定を受けていない区域についても、実態に応じてそれぞれ区域指定の追加を行なうよう検討すること。

衆議院會議録第八号中正誤

ページ 段行 誤

二七 二五 考えに

一三 一五 現況

現状

正

定価 一部 四十円

(送料別)

発行所

東京都港区赤坂表町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二四四二(大代)

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可